



高森警察署からのお知らせ

☎0967-62-0110
事件・事故110

災害への備えは大丈夫ですか？

近年、全国的に豪雨や台風、地震による大規模災害が相次いで発生しており、大きな被害をもたらしています。

これまで災害による被害が少なかった地域でも、予想以上の降雨や地震等により災害が発生する可能性が考えられることから、平日頃から、食料、生活用品等の準備や避難要領を確認するなど、起こりうる災害に備えることが大切です。

◆予防的避難の重要性

避難で重要なことは、「空振りをおそれないこと」です。「このくらいなら大丈夫だろう」と過信することなく、最新の気象情報を参考に、危険が迫る前の明るい時間帯に予防的避難を心掛けましょう。

◆正しい防災情報の入手

自治体のホームページ等で正確な情報を入手しましょう。また、安易に偽・誤情報を投稿・拡散しないようにしましょう。

◆予想される風水害

河川の氾濫・洪水

川幅の狭い河川では、急激に増水し、河川が氾濫する可能性があります。

また、下流域が小雨であっても、上流域で大雨が降っている場合には、下流域で急激に増水する可能性があります。

土砂崩れ・土石流

急傾斜地は、特に土砂崩れ等が発生する危険性が高く、また大規模盛り土造成地等も注意が必要となります。

◆危険な行為

雨風が強いときに、

- 田畑の様子を見に行く
- 屋根等の高所で作業をする

などの行為は大変危険です。絶対にやめましょう!!

◆備蓄食料等の準備～無駄にならない日常備蓄～

これまでの災害用備蓄は、乾パンや懐中電灯等普段使わない物を用意する特別なことと考えられてきました。しかし、日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入しておく「日常備蓄」ならば比較的簡単で無駄にならない備蓄ができます。

ライフスタイルにあわせて家庭に必要なものを準備しておきましょう。



「ダメ。ゼッタイ。」～薬物乱用を防止しよう!～
覚醒剤や大麻など、薬物に関する相談及び情報提供は、

匿名通報ダイヤル <http://www.tokumei24.jp>
警察本部の「違法薬物相談電話」 ☎096-384-4444

または最寄りの警察署、駐在所に遠慮なく御連絡ください。
秘密は厳守します。



なんでも南部分署

☎0967-62-9034 火災・救急119

みなさんのご家庭の住宅用火災警報器は大丈夫ですか？

熊本県内のすべての住宅に住宅用火災警報器(住警器)の設置が義務付けられて今年の6月で15年を迎えました。九州各県の消防本部では、6月1日を基準日として、九州一斉に住警器の普及・啓発キャンペーンを展開しています。設置の必要な寝室や階段等にまだ設置がお済みでない場合や電池切れ等のサインが出ている場合は、すみやかに設置または交換をしましょう。

住警器は少ない投資であなたの**生命・財産**を守ります。

詳しくは消防本部予防課までお問い合わせください。
☎0967-34-0119

命を守る
住宅用火災警報器
設置してますか？点検してますか？

10年経ったら交換を!

熊本県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられました。
平成23年6月1日から令和8年6月1日で**15年**を迎えました。
※住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知しなくなることがありますので、機器本体を取り替えます。

■設置する場所(例)
設置が必要な場所は、寝室・階段等です。
※階段は、居室が2階以上にある場合が必要です。

■点検方法
ひもを引っ張ったり、ボタンを長押しすると、音声などで正常に作動するかどうかを知らせてくれます。

九州一斉
住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中!

阿蘇広域消防本部 ☎0967-34-0119 (お問合せは、予防課まで)

【後援】
消防 熊本県